

仙台市地下鉄の駅業務受託事業者選定委員会設置要綱

(平成 26 年 3 月 11 日管理者決裁)

(設置)

第 1 条 仙台市交通局（以下「交通局」という。）が地下鉄駅業務の委託を実施するにあたり、受託事業者の選定を適正に行うため、仙台市地下鉄の駅業務受託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を仙台市交通事業管理者（以下「管理者」という。）に報告する。

- (1) 受託事業者の選定基準に関する事
- (2) 応募者から提出される書類等の審査・評価及び受託事業者の選定に関する事
- (3) その他委託に係る受託事業者の選定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 8 名以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他管理者が適当と認める者のうちから、管理者が委嘱する。
- 3 委員は、審議が終了したときは、解職されるものとする。
- 4 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。ただし、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、高速電車部運営計画室において処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、委員会の解散をもって効力を失う。

附 則 (平成 26 年 4 月 30 日改正)

この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から実施する。